

令和3年度

株式会社神戸ウォーターフロント開発機構  
事業概要

港湾局



# 目 次

I	会社設立の趣旨	1
II	会社の概要	2
III	定款	4
IV	令和3年度事業計画	
1	事業の概要	12
2	予定損益計算書	13
3	予定貸借対照表	13



# I 会社設立の趣旨

神戸港のウォーターフロントエリアは、平成23年3月に策定された「『港都 神戸』グランドデザイン」の土地利用方針に沿って再開発を進めている。ウォーターフロントのまちづくりは広範囲かつ多岐にわたり、長期に及ぶことから、全体の将来像を踏まえつつ、多様な都市機能、統一感のある街並み形成を誘導する仕組みが重要となる。

そのため、まちづくりに関わる多様な主体が一体となって、順次形成されるエリアのマネジメントや地域活性化等の先導的役割を担い、魅力的で持続性のある都心・ウォーターフロントの形成を目指すことを目的として、株式会社神戸ウォーターフロント開発機構を設立した。

## II 会社の概要

- 1 商 号 株式会社神戸ウォーターフロント開発機構
- 2 所 在 地 神戸市中央区新港町11-1 ジーライオンアワーズビル4階
- 3 設 立 令和3年5月31日
- 4 資 本 金 45,000千円（出資金総額 90,000千円 うち、神戸市出資額 90,000千円）
- 5 組 織

代表取締役社長 ・ 岡口 憲義（一般社団法人神戸観光局 副会長）

常務取締役 ・ 和泉 智久

└─ 経営企画部長 ・ 松浦 啓介

└─ 経営企画課長 ・ 刃物 賢二

└─ 事業推進課長 ・ 風嵐 陽太

・ 印は本市派遣職員

・ 印は本市を退職した職員（退職派遣を除く）

### 6 社 員 数

令和3年7月1日現在

所 属	部 長	課 長	係 長	合 計
経営企画部	1 (1)	2 (2)	-	3 (3)
合 計	1 (1)	2 (2)	-	3 (3)

※ ( ) 内は本市派遣職員で、内数を表す。

## 7 役員

令和3年7月1日現在

役職名	氏名	兼務する主な職業
代表取締役社長	岡口憲義	一般社団法人神戸観光局 副会長
取締役	矢崎和彦	株式会社フェリシモ 代表取締役社長
〃	川村操	三菱倉庫株式会社 神戸支店長
〃	長谷川憲孝	神戸市港湾局長
〃	河上哲也	株式会社三井住友銀行 公共・金融法人部 部長
常務取締役	和泉智久	
監査役	綴木公子	さくら萌和有限責任監査法人代表社員

# Ⅲ 定 款

## 第1章 総則

### 第1条（商号）

当社は、株式会社神戸ウォーターフロント開発機構と称し、英文では、Kobe Waterfront Development Inc. と表示する。

### 第2条（目的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. ウォーターフロント開発に関する情報の調査、収集及び提供
2. ウォーターフロント開発に関する事業の企画、調整、支援及び運営の受託等
3. ウォーターフロント開発事業の実施
4. 景観形成、地域の賑わい創出等エリアマネジメントに関する企画、調整及び運営
5. 各種研修・講演会の企画及び実施
6. 公共公益施設等の利活用、管理及び運営
7. 公共公益施設等の設計、建設、整備及び修繕
8. 不動産の売買、賃貸借及び管理
9. 知的財産権の取得、使用、管理及び使用許諾
10. 広告及び宣伝等に関する業務
11. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

### 第3条（本店の所在地）

当社は、本店を兵庫県神戸市に置く。

### 第4条（公告の方法）

当社の公告方法は、電子公告による方法とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、官報に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

### 第5条（発行可能株式総数）

当社の発行可能株式総数は、20,000株とする。

### 第6条（株券の不発行）

当社の株式については、株券を発行しない。

#### 第7条（株式の譲渡制限）

当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を要する。

#### 第8条（相続人等に対する売渡しの請求）

当会社は、相続その他の一般承継により、当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

#### 第9条（株主名簿記載事項の記録等の請求）

当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、株式取得者と、その取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、署名又は記名押印し、当会社に共同して提出しなければならない。ただし、法務省令の定める事由による場合は、株式取得者が単独で請求ことができ、その場合には、その事由を証する書面を提出しなければならない。

#### 第10条（自己株式取得の場合の売主追加請求権の排除）

当会社は、株主総会の決議によって、特定の株主からその有する株式の全部又は一部を取得することができる。

2 前項の場合、当該特定の株主以外の株主は、自己を売主に追加することを請求することができない。

#### 第11条（質権登録及び信託財産の表示）

当会社の株式につき、質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の様式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、当会社に提出しなければならない。その変更又は表示の抹消についても同様とする。

#### 第12条（株主割当てによる募集株式の発行）

株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第199条第1項各号に掲げる募集事項及び第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

#### 第13条（手数料）

第9条及び第11条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

#### 第14条（基準日）

当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度にかかる定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため、

必要があるときは、取締役はあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

#### 第15条（株主の住所等の届け出）

当会社の株主及び登録株式質権者、信託株式の受託者又はその法定代理人は、その氏名又は名称、住所及び印鑑を所定の書式により当会社に届け出るものとする。

2 前項の届出事項に変更があったときも同様とする。

### 第3章 株主総会

#### 第16条（株主総会の招集）

定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日より3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

#### 第17条（株主総会の招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順位に従い、他の取締役がこれにあたる。

#### 第18条（株主総会の招集手続）

株主総会を招集するには、株主総会の日前の1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、株主総会の日前の2週間前までに招集通知を発するものとする。

2 株主総会は、前項の規定にかかわらず、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

#### 第19条（株主総会の決議事項）

株主総会は、法令又は定款で定める事項を決議する。

#### 第20条（株主総会の決議方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### 第21条（株主総会の決議の省略）

取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該事項につい

て議決権を行使することができる株主の全員が当該提案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

#### 第22条（株主総会における議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第23条（株主総会の議事録）

株主総会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録する。

### 第4章 取締役

#### 第24条（取締役会の設置）

当会社には、取締役会を置く。

#### 第25条（取締役の員数）

当会社の取締役は、3名以上とする。

#### 第26条（取締役の選任）

当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数による賛成をもって選任するものとする。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### 第27条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠あるいは増員のため選任された取締役の任期は、前任者の任期あるいは他の在任取締役の任期が満了すべき時までとする。

#### 第28条（代表取締役）

当会社は、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を選定するものとする。

2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

#### 第29条（役付取締役）

当会社は、取締役会の決議により、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要に応じて取締役

の中から常務，専務その他役付取締役を選定できるものとする。

#### 第30条（業務執行）

社長は，当会社の業務を統轄し，他の取締役は，社長を補佐してその業務を分掌する。

2 社長に事故があるときは，あらかじめ取締役会の定める順位に従い，他の取締役が社長の職務を代行する。

#### 第31条（取締役の責任免除）

当会社は，会社法第426条第1項の規定により，取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を，当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は，法令の限度において，取締役会の決議によって免除することができる。

#### 第32条（非業務執行取締役との責任限定契約）

当会社は，会社法第427条第1項の規定により，業務執行取締役等であるものを除く取締役（以下「非業務執行取締役」という。）との間で，同法第423条第1項に定める責任に関し，当該非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は，法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

#### 第33条（取締役の報酬等）

取締役の報酬，賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という）は，株主総会の決議により定める。

## 第5章 取締役会

#### 第34条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は，法令に別段の定めがある場合を除き，取締役社長が招集し，その議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは，あらかじめ取締役会が定める順位に従い，他の取締役が前項の任に当たる。

#### 第35条（取締役会の招集手続）

取締役会の招集通知は，会日の1週間前までに各取締役及び各監査役に発することを要する。ただし，緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役全員の同意がある場合には，前項の期間を短縮し，又は通知を省略してこれを開催することができる。

#### 第36条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は，議決に加わることができる取締役の過半数が出席し，その過半数をもって行

う。

#### 第37条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

#### 第38条（取締役会の議事録）

取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、議長及び出席取締役並びに出席監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

#### 第39条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## 第6章 監査役

#### 第40条（監査役の設置）

当会社には、監査役を置く。

#### 第41条（監査役の員数）

当会社の監査役は、1名以上とする。

#### 第42条（監査役の選任）

当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数による賛成をもって選任するものとする。

#### 第43条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了すべき時までとする。

#### 第44条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

#### 第45条（監査役との責任限定契約）

当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

#### 第46条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

### 第7章 計算

#### 第47条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、その末日を決算期とする。

#### 第48条（剰余金の配当）

当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、剰余金の配当をすることができる。

2 配当金には、利息をつけないものとする。

3 配当金が支払開始の日から3年内に受領されないときは、当社は支払義務を免れるものとする。

### 附則

#### 第49条（設立に際して発行する株式）

当社の設立に際して発行する株式の総数は、9,000株とし、その発行価額は、1株につき金1万円とする。

#### 第50条（設立に際して出資される財産の価額及び成立後の資本金の額）

当社の設立に際して出資される財産の価額は、金9,000万円とする。

2 当社の成立後の資本金の額は、金4,500万円とする。

#### 第51条（最初の事業年度）

当社の最初の事業年度は、当社成立の日から令和4年3月31日までとする。

#### 第52条（発起人）

発起人の名称、住所及び発起人が設立に際して割当てを受ける設立時発行株式の数並びに設立時発行株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりとする。

兵庫県神戸市中央区加納町六丁目5番1号

発起人 神戸市

割当てを受ける株式の数 9,000株

払い込む金銭の額 金9,000万円

第53条（定款に定めのない事項）

本定款に定めのない事項については、会社法その他の法令の定めるところによる。

## IV 令和3年度事業計画

### 1 事業の概要

都心・ウォーターフロントの将来構想である「『港都 神戸』グランドデザイン」や「神戸港将来構想」を踏まえながら、ウォーターフロントエリアにかかるマーケット調査・分析から民間投資の誘発、事業実現に向けた取組みを行うとともに、一体感のある土地利用や景観形成に向けたエリアマネジメント、公共空間を活かしたにぎわい創出など、広範囲かつ多岐にわたる再開発のマネジメントを地域の企業等と協働で進め、魅力的で持続性のあるウォーターフロントの形成に取り組んでいく。

令和3年度は、マーケット調査・分析を行うとともに、神戸ポートミュージアムなど新たな施設の建設・開業が進む新港突堤西地区にかかるまちづくりビジョンや、ウォーターフロントエリア全体の回遊性向上に向けた検討を、民間アドバイザーの協力も得ながら行う。また、水域の新たな利活用や、リニューアルを図る神戸ポートタワーのより魅力的な活用に向けた取組みを行う。

#### (1) まちづくり事業

- ・ウォーターフロントエリアに関する意見の収集, 交換を目的としたアンケートやワークショップの実施
- ・アンケートやワークショップを踏まえた新港突堤西地区のまちづくりビジョン策定に向けた取組み
- ・ウォーターフロントエリアの回遊性に関する課題整理と対応策の検討 など

#### (2) 再開発事業

- ・神戸ポートタワーや新港第1・2突堤間水域, 第2突堤基部などの次期再開発に関するマーケティング調査・分析
- ・次期再開発にかかる事業要件の検討, 事業実現に向けた取組み など

#### (3) 公共空間活用事業

- ・民間事業者（新港第1突堤基部等）により開催されるイベント等への協力
- ・公共空間の新たな利活用に向けた検討及び取組み など

## 2 予定損益計算書

(令和3年5月31日～令和4年3月31日, 単位: 千円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	220,000	営業収益	220,000
		負担金	165,000
		受託料	55,000
合計	220,000	合計	220,000
		税引前当期純利益	—
		当期純利益	—
		繰越利益剰余金	—

※ 神戸市からの収入

- (1) 負担金 165,000 千円  
 (2) 受託料 55,000 千円

## 3 予定貸借対照表

(令和4年3月31日現在, 単位: 千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	90,000	(負債の部)	—
現預金	90,000	流動負債	—
固定資産	—	固定負債	—
		(純資産の部)	90,000
		株主資本	90,000
		資本金	45,000
		資本剰余金	45,000
資産合計	90,000	負債及び純資産合計	90,000